

令和5年度新たな旅のスタイル創出事業実施業務委託に係るプロポーザルの 公募に関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく令和5年度新たな旅のスタイル創出事業実施業務委託について、次のとおり公告する。

企画提案書を提出しようとする者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

令和5年5月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 業務の内容等

(1) 業務名

令和5年度新たな旅のスタイル創出事業実施業務

(2) 業務内容

ア 県内のワーケーション利用可能施設及びコンテンツの調査・把握
「山」「川」「海」「湖」をコンセプトに、県内の宿泊施設等でワーケーション利用客をターゲットに設定している施設とその設備（通信環境、受入可能人数、隣接するアクティビティ等）を調査・把握する（1コンセプトにつき3施設）。

イ 企業へのニーズ等調査及びワーケーションプランの作成・提供

(ア) 企業へのニーズ等調査及び営業

東京圏の大手企業※50社程度を対象に、茨城県でのワーケーションに対する関心やワーケーションに求めるニーズをダイレクトメールの発送等の方法で調査するとともに、そのうちワーケーションに関心がある企業（10社程度）に対し、（イ）で作成するワーケーションプランの提供に向けた営業活動を行う。

なお、調査・営業活動にあたっては、訪問先及び調査・営業方法を事前に委託者と調整するとともに、活動結果を報告書としてまとめ、毎月末に委託者へ報告すること。

また、営業活動に当たっては、下記ウで作成する営業用パンフレットを用いること。

※ 中小企業法第2条第1項及び第5項で定義する以外の事業者を「大手企業」と定義する。

(イ) オーダーメイドワーケーションプランの作成・提供

a オーダーメイドワーケーションプランの作成

県内の宿泊施設等とその周辺で体験可能なコンテンツを組み合わせた、ワーケーションのモデルプランを4本程度作成する。

なお、当該プランのうち1～2本は本県「ならでは」な体験やチームビルディング（例：狩猟体験、廃校を活用した合宿研修等）を組み込んだものとする。

b オーダーメイドワーケーションの提供

(ア) で営業を行った企業から3社程度を選定し、茨城県内での体験機会を提供する。

ウ 営業用パンフレットの作成

アで把握した施設等の情報及びオーダーメイドワーケーションプランを冊子等にまとめ、茨城県でのワーケーションに関心がある企業向けの営業用パンフレットを作成する(200部程度)。

エ ホームページ(ワーケーション特設ページ)の更新作業(年2回程度)

アで把握した施設等の情報及びイ(イ)bで提供したオーダーメイドワーケーションの実施結果を「観光いばらき」ホームページ内のワーケーション特設ページに掲載する。

オ 結果の分析・今後に向けた提案

本事業の結果を分析するとともに、今後の新たな旅のスタイルの創出に資する具体的な提案を行う。

カ その他(独自提案)

アからオのこと以外の内容を盛り込むことを妨げない。

(3) 履行期限

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 担当部局

〒310-0855 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県営業戦略部観光物産課 誘客・フィルムコミッション担当 大和田(康)

電話 029-301-3622

FAX 029-301-3629

E-MAIL ya-oowada@pref.ibaraki.lg.jp

2 資格要件及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に要求される資格要件

ア 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。

オ 国税及び地方税の滞納がないこと。

カ 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(2) プロポーザルの評価項目

項目	審査基準
I 理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。
II 具体性・妥当性	提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
III 独創性・説得力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
IV 事業遂行体制	作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものとなっているか。
V 総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

(3) 審査

ア 審査方法

(ア) 企画提案内容は審査会を設置し、上記 2 (2) の評価項目に基づきプレゼンテーションによる審査を行う。

(イ) 提案者が 6 者以上あった場合は書面による審査会審査を行い、上位 5 社をプレゼンテーションによる審査の対象とする。書面による審査後、提案者へ結果を通知する。

(ウ) プレゼンテーションによる審査対象者のプレゼンテーション順は事務局によるくじ引きで決定し、場所及び日程とともに審査前日までに通知する。

イ 選定結果の通知

審査会の審査結果に基づき、業務受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

3 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法

企画提案書を提出する者は、提出書類を電子メールにより提出すること。
なお、電子メール送信後は、必ず電話により受信確認をすること。

(2) 提出書類

- ア 企画提案提出書（様式第 1 号）
- イ 実施計画書（様式第 2 号）
- ウ 経費積算書（様式第 3 号）
- エ 応募資格誓約書（様式第 4 号）
- オ 法人概要

(3) 留意事項

上記 (2) イ、ウは社名部分を隠したものと、社名を記載したものをそれぞれ提出すること。

なお、社名部分を隠した「ウ 経費積算書（様式第 3 号）」は、社名を隠した「イ 実施計画書」のデータ内に添付する形で提出すること。

(4) 提出先

- 1 (4) の担当部局に同じ。

(5) 提出期限

令和 5 年 6 月 6 日（火） 17 時とする。

4 手続きに関する事項

公募に関する説明書の交付は以下のとおり。

(1) 担当部局

1 (4) と同じ。

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

令和5年5月23日(火)から令和5年6月6日(火)17時まで

イ 交付先

茨城県営業戦略部観光物産課ホームページ、又は、茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロードすること。

- ・茨城県営業戦略部観光物産課ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/kanbutsu/kikaku/index.html>

- ・茨城県物品役務入札情報サービス

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

5 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語は日本語とし、用いる通貨は日本国通貨とする。

(2) 本事業の実施にあたっては契約書の作成を要する。

(3) 事業の成果は茨城県に帰属する。

(4) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。

(5) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後でも同様とする。